

大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設

届出が必要な施設（法施行令別表第1の2）および排出基準（法施行規則別表第5の2）

令別表 第1の2 項番号	規則別表 第5の2 項番号	揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
1	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの	600 ppmC	
2	2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	自動車製造の用に供するもの	既設:700 ppmC 〔平成18年3月31日以前に設置〕 新設:400 ppmC
	3			その他	700 ppmC
3	4	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの	木材・木製品製造の用に供するもの	1,000 ppmC
	5			その他	600 ppmC
4	6	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
5	7	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
6	8	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの	400 ppmC	
7	9	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの	700 ppmC	
8	10	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400 ppmC	
9	11	ガソリン、原油、ナフサ、その他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上のもの	60,000 ppmC 〔平成18年3月31日以前に設置の2,000kL未満の貯蔵タンクを除く〕	

（注）

- ・送風機がない施設の場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
- ・「乾燥施設」には「焼付施設」も含まれる。
- ・ppmCとは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である